

「令和5年度国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に関する意見・回答

No.	記載箇所	頁	質問、意見等	質問、意見の理由	回答
1	入札実施要項(案)p1 ▶1.1.1.対象施設の概要 ▶(2)施設概要	P1	「なお、中部地方整備局では、官民連携事業の導入を別途検討しており、都市公園法第5条に基づき第3者に公園施設の設置及び管理を許可することとなった場合、対象となる区域や施設の管理について、本業務の実施期間中に契約変更に関する協議を行うものとする。」と示されていますが、以下2点についてご教示いただきたい。 (1)官民連携事業の具体的な内容(対象区域、施設等) (2)上記の導入次期、スケジュール	業務上関連性が高く、事前調整等が生じるため。	(1)民間活力を活用する官民連携事業については継続して検討を進めていますが、現段階では、具体的な内容(対象区域、施設等)は未定です。 (2)同様に、具体的な導入次期およびスケジュールは未定です。
2	入札実施要項(案)p4 ▶1.1.1.対象施設の概要 ▶(2)施設概要 ▶表1:主な対象施設一覧	P4	長良川サービスセンターの長良川高水敷に「テニスコート(6面)」を追記いただきたい。	記載漏れと思われるため。	ご意見を踏まえ、実施要項P4ならびに別紙1に「テニスコート(6面)」を追記いたします。
3	入札実施要項(案)p6 ▶1.1.1.対象施設の概要 ▶(2)施設概要 ▶表1:主な対象施設一覧の注釈(最後の※)	P6	「※本公園の供用区域には、中部地方整備局が都市公園法第5条に基づき、第3者に設置及び管理を許可している施設(以下「公園施設運営維持管理業務以外の施設」という)がある。該当する施設は、フラワーパーク江南のパーベキューエリアである。」と示されていますが、以下2点についてご教示いただきたい。 (1)「第3者」とはどのような組織を予定されているのでしょうか。 (2)どのような形態で設置及び管理を許可されているのでしょうか(国が直接または間接的に等)。	業務上関連性が高く、事前調整等が生じるため	民間活力を活用する官民連携事業については継続して検討を進めていますが、フラワーパーク江南を含め、具体的な内容(対象区域、施設等)は未定のため、※以降の注釈は削除致します。
4	入札実施要項(案)p6 ▶1.1.2.開園期間及び時間 ▶(1)「公開日時」により運営する拠点 ▶表2:公開期間及び時間の注釈(※1)	P6	「※1)木曾三川公園センター内の下記施設は、改修工事の実施に伴い施設の管理・運営の一時中止を予定している。 ・展望タワー(運営中止期間:令和6年10月1日～令和7年5月31日) ・展示施設(運営中止期間:令和6年10月1日～令和8年7月31日)」と示されていますが、以下4点についてご教示いただきたい。 (1)収益施設である展望タワーの営業も中止となるため、当該期間における建物使用料(土地使用料または建物使用料)は免除していただきたい。 (2)事業者の利益(当該収入と支出を考慮)となる展望タワー利用料金について、国として損失補償的な対応をご検討いただきたい。 (3)東海地区では例年9～11月が小学生の社会科見学期となっています。令和6年10月1日からの運営中止について、時期を12月以降へ変更してはいかがでしょうか。 (4)ゴールデンウィーク期間は超繁忙期であるため、期間中数日間だけでも展望タワーへの登頂を可能とすることはできませんでしょうか。	行楽期の利用者満足度が低下する恐れがあるため。また事業者の利益が見込めず当該期間について赤字になるため	(1)展望タワー及び展示施設の運営中止期間中は運営中止施設を収益施設の対象外とし、建物使用料徴収の対象としないこととします。 ※実施要項を修正します。 (2)運営中止期間が生ずる事を前提とした契約となるため、損失補償を行う事は出来ません。 (3)全体工事工程から来園者の安全を確保するために必要な運営中止期間を定めている状況のため、原案どおりとします。なお、改修工事の着手時には施工工程に基づき再度運用中止期間を、関係業務との調整を行う予定としています。 (4)全体工事工程から来園者の安全を確保するために必要な運営中止期間を定めている状況のため、ゴールデンウィーク期間中の数日間だけ運用することは難しいと考えています。
5	入札実施要項(案)p16 ▶1.2.5.収益施設等設置管理運営業務 ▶(3)収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等 ▶1)施設使用料及び収益等 入札実施要項(案)p21 ▶1.3.3.創意工夫の発揮 ▶(3)収益施設運営実績書及び計画書 入札実施要項(案)p25 ▶1.3.5.委託費の支払い方法 ▶(2)収益施設等設置管理運営業務 入札実施要項(案)p45 ▶4.2.4.収益施設運営計画書・自主事業施設運営計画書 入札実施要項(案)p48 ▶5.1.3.加算点項目 ▶表10:標準評価項目及び得点配分 ▶10)自主事業の提案	P16 P21 P25 P45 P48	「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとする。」等と示されていますが、「収益の一部」を「利益の一部」と記載していただきたい。	「収益の一部」とした場合、収益(売上高)から経費を支出し、利益が出ない状態(赤字)となった場合にも支出を求められるように読み取れるため。	ご意見を踏まえ、各該当箇所について「収益の一部」を「利益の一部」へ修正します。
6	入札実施要項(案)p16 ▶1.2.5.収益施設等設置管理運営業務 ▶(3)収益施設運営業務及び自主事業の施設使用料等 ▶1)施設使用料及び収益等 入札実施要項(案)p48 ▶5.1.3.加算点項目 ▶表10:標準評価項目及び得点配分 ▶10)自主事業の提案	P16 P48	実施要項(案)1.2.5.収益施設等設置管理運営業務(①)では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされ、実施要項(案)10)自主事業の提案(②)では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされています。 ①の記載内容から、②の下線部は「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。 ※意見5と関連	「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営」以外の自主事業も対象となると読み取れるため。	ご意見を踏まえ、5.1.3加算点項目、表10(10)自主事業の提案の評価項目を「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」に修正します。
7	入札実施要項(案)p17-18 ▶1.3.1.包括的な質の設定 ▶表5:包括的な質	P17 P18	包括的な質の公園利用者数について、以下2点で「参考値合計」と「達成すべき質である年間利用者数」の数値に差異があるので、数値を整合いただきたい。 (1)令和6年度～8年度:参考値合計800万人に対し、年間利用者数820万人 (2)令和9年度(第1～第3四半期):参考値合計630万人に対し、年間利用者数650万人	それぞれ20万人の差異があるため。	ご意見を踏まえ、表5 包括的な質「公園利用者数の確保」について、以下のとおり修正いたします。 【令和6年度～令和8年度】 ※参考値 第1四半期:約210万人 第2四半期:約200万人 第3四半期:約240万人 第4四半期:約170万人 【令和9年度】 ※参考値 第1四半期:約210万人 第2四半期:約200万人 第3四半期:約240万人
8	入札実施要項(案)p17-19 ▶1.3.1.包括的な質の設定 ▶表5:包括的な質の注釈	P17 P19	情報発信について、「SNSによる情報発信件数とは、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムの合計件数とする」旨が記されていますが、「SNSによる・・・、インスタグラム等の合計件数とする」としていただきたい。	上記3つ以外にも多数のSNSサービスが存在している中で、今後新たなSNSサービスを導入する可能性があるため。	包括的な質として目標を定量的に設定する必要があるため、過去に当公園で運用実績のある3種類のSNSを設定したもので、原案のとおりとします。 なお、その他のSNSサービスによる情報発信に関しては、協議のうえ対応を決定します。
9	入札実施要項(案)p25 ▶1.3.5.委託費の支払い方法 ▶(1)公園運営維持管理業務の(注)	P25	「公園の運営に関する利用者満足度及び公園特性を生かした植物管理に関する満足度について、過年度に比べ天候不良等の影響が認められる場合であって、達成すべき質からマイナス5%の範囲内で確保されている場合」とありますが、下線の場合には「公園利用者数の確保」もご配慮いただきたい。	公園利用者数は植物の開花状況に加え、イベント開催時等の天候不良にも大きく左右されるため。	利用者満足度は、モニタリング調査の実施日における短期的な天候不順が結果に影響を及ぼす可能性があるが、利用者数の確保については通年の公園利用者数を評価するものであり、通年にわたるような天候不良の影響について、過去の実績と比較して、その有無を判断することは困難であることから、原案どおりとします。

「令和5年度国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に関する意見・回答

No.	記載箇所	頁	質問、意見等	質問、意見の理由	回答
10	入札実施要項(案)p26 ▶1.3.6.費用負担等に関するその他の留意事項 ▶(3)法令等変更による増加費用及び損害の負担	P26	(3)法令等変更による増額費用及び損害の負担において、「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃、②消費税その他の税制度の税率及び課税対象の変更並びに税制度の新設」以外には増額及び損額については事業者が負担と記されています。本業務のように複数年契約の場合、年毎に物価高騰や最低賃金の増額等の影響を受けると考えられることから、これらは「①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令」として、委託費に反映されるべきと考えます。これらが業務費に適正に反映できるよう、「スライド条項」のように単年度毎に労務単価、燃料単価等を見直した契約変更ができるようにしていただきたい。	業務期間の4年分を初年度の単価で積算し、途中の変更がない場合は、契約期間を経過するにつれ、人件費、燃料費、各種資機材の価格高騰の影響が業務費を圧迫します。公園としての必要なサービスの提供ができなくなり、安全確保にも影響が出る懸念があります。	入札実施要項(案)1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項の(5)事業者と中部地方整備局の責任分担(表7:事業者と中部地方整備局の責任分担)の「物価変動」の項目で対応することとなります。
11	入札実施要項(案)p28 ▶1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 ▶(5)事業者と中部地方整備局の責任分担 ▶表7:事業者と中部地方整備局の責任分担 別紙資料(案)p別紙39 ▶別紙5 共通仕様書 ▶第6条 中部地方整備局と事業者の責任分担 ▶表1:事業者と中部地方整備局の責任分担一覧表	P28 P39	上記のそれぞれの表の「物価変動」の項目において、「但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」とありますが、物価変動の具体的な指標(例えば「統計法に基づく賃金構造基本統計」、「公共工事設計労務単価」、「建設物価」等)についてお示しいただきたい。また、変動の基準日はいつからなのかを明確にしてください。	物価変動の具体的な判断基準が不明のため。	物価変動の指標について、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
12	入札実施要項(案)p38 ▶3.3.配置予定者の業務実績に関する要件 ▶表9:配置予定者の業務実績に関する要件 別紙資料(案)p別紙1176 ▶(提出様式1-5-1)業務実施体制	P38 P1176	実施要項(案)3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件の実施体制について、「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」と示されているため、別紙資料(案)の(提出様式1-5-1)業務実施体制の注釈にある「※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任とする。」の下線部は誤りではないでしょうか。	整合性が取れていないため。	ご指摘のとおり、資料中に齟齬がありましたので、提出様式1-5-1 業務実施体制の注釈の「※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任とする。」を「※総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」に修正します。
13	入札実施要項(案)p50 ▶5.2.2 総合評価の方法 ▶(4)基本項目審査の評価方法 ▶表11:基本項目審査の評価基準	P50	「業務に対する認識」について「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」と示されていますが、下線部については、「様式1-6実施方針」を指しているという理解でよいでしょうか。	「企画書に記載された実施方針」が明確に示されていないため。	ご指摘のとおり、「様式1-6実施方針」を指します。
14	入札実施要項(案)p54 ▶5.2.2 総合評価の方法 ▶(6)加算点項目審査の評価方法 ▶b)賃上げの実施に関する評価の評価基準 ▶③賃上げが未達成だった場合等の減点	P54	「天変地異等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。」とありますが、やむを得ない事情に「ウイルス等による感染症のまん延等の影響」を加えてお認めいただきたい。	新型コロナウイルス感染症の情勢は、企業の経済活動に大きな影響を与えるため。また、入札実施要項(案)p25「1.3.5. 委託費の支払い方法」、共通仕様書p16「第3章第20条2. 委託費の支払い方法」において、事業者の責めに帰すことが出来ない場合と同記載でお認めいただいているため。	賃上げが未達成だった場合等の減点について、同頁内に記載の(ア)、(イ)、(ウ)に示す事象以外の事象等については個別に確認させていただきます。
15	別紙資料(案)p別紙51 ▶第20条 委託費代金の支払い ▶7. (積算体系)	P51	植物管理業務、施設・設備維持管理業務、企画運営管理業務(イルミネーション設置撤去作業等)、利用サービス(利用者指導、園内巡視、夜間警備等)等において、共通仮設費や現場管理費等の間接経費を計上いただきたい。または、業務費積算において、間接経費を含めた単価での積算をお願いいたします。	積算体系には、直接業務費以外の経費は「一般管理費」しかなく、一般管理費は同頁にあるとおり、受託者の本社人件費、本社旅費、本社庁費、付加利益とされています。現場労働者に係る費用や安全費等が含まれていません。働き方改革や、担い手確保のため、また、高齢労働者活躍や熱中症対策などの現場管理にかかる経費も必要になってきているため。	積算体系は記載のとおりです。業務を実施する上で必要な費用は計上しています。
16	別紙資料(案)p別紙64 ▶第7条 施設利用料等の徴収等 1.	P64	「1. 事業者は、以下の施設の利用料金を徴収し、領収書を発行する。」とあります。令和5年10月からインボイス制度が始まり、領収書にはインボイス登録番号の記載が必要です。インボイス登録番号は、国土交通省(中部地方整備局)の番号を記載して発行するという点でよいでしょうか。	施設利用料金は国庫(日銀代理店)に納入しなければならないことから、事業者の収入ではなく、国(国土交通省)の収入となると考えられるため。	インボイス登録番号については、業務開始までに業務受託者へ連絡いたします。
17	別紙資料(案)p別紙72-73 ▶第10条 行為の許可申請の調整等	P72 ~ P73	近年、増加傾向にあるドローンを使用したマスコミ取材・ロケーション撮影にかかる行為許可の申請等軽微な行為許可の案件については、あらかじめ国と受託者間で申し合わせの上、手続きを簡素化できる旨を本条項に盛り込んでいただきたい。また並行し、本申請にかかる事務手続きの効率化のためのDXを検討し、デジタル上での申請許可手続きのプラットフォームを構築いただきたい。	公園利用の拡大とともに行為許可にかかる申請案件が増加し、事務量が拡大(人件費の増加)していくことが想定されるため。	ご意見中の「軽微な行為許可」の対象範囲及び具体的な手続き簡素化方法が明らかでないため原案のとおりとしますが、今後の運営維持管理業務の参考とさせていただきます。
18	別紙資料(案)p別紙154 ▶第12条 運営日時等	P154	「2. 中部地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。」とありますが、施設等運営者との協議事項としていただきたい。	施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。	中部地方整備局が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を必要とする事由と判断した場合にこれを指示するものであり、施設等運営者との協議事項にあたらぬため原案といたします。
19	別紙資料(案)p別紙193 ▶第37条 自主事業における行催事等	P193	10. 協賛の留意点として、1)で「なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。」と示されていますが、「商品の名称等」も表示できるようにしていただきたい。	本公園において、地域連携の一環として企業等との連携を一層促進し、利用者サービスの向上、地域活性化に役立てることが重要であるため。	ご意見のとおり修正いたします。
20	別紙資料(案)p別紙195-196 ▶別紙11 従来の実施状況に関する情報の開示	P195 ~ P196	3つの表の単位は「千円」ではなく「円」ではないでしょうか。	誤りだと思われるため。	ご指摘のとおり、修正いたします。 (単位:千円)→(単位:円)

「令和5年度国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に関する意見・回答

No.	記載箇所	頁	質問、意見等	質問、意見の理由	回答
21	別紙資料(案)p別紙1179 ▶(提出様式1-5-2)業務実施における対応方針	P1179	上記ではそれぞれ該当する提出書類について「白黒片面印刷で提出すること」と示されていますが「カラー片面印刷で提出」も可としていただきたい。	該当する提出書類においては、カラーによる写真・図等を使用させていただくことで、実施方針や企画提案等の内容の具体性、実現性を伝えることができると考えています。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「白黒片面印刷で提出すること」→「白黒またはカラーの片面印刷で提出すること」
	別紙資料(案)p別紙1181 ▶(提出様式1-6)実施方針	P1181			
	別紙資料(案)p別紙1195-1196 ▶申請書類における注意事項について 6.7.	P1195 ～ P1196			
	別紙資料(案)p別紙1215 ▶【別添】企画書の提案に関する注意事項等 11.	P1215			
	別紙資料(案)p別紙1219 ▶(様式3-3)(2)収益施設の運営に関する提案	P1219			
	別紙資料(案)p別紙1226 ▶(様式3-7)(2)自主事業施設の運営に関する提案	P1226			
22	別紙資料(案)p別紙1198 ▶提出様式2-2-1	P1198	「提案項目1)目標とする公園利用者数の確保に関する提案」について、提出様式2-2-1の表では「年間」と「四半期毎」の公園利用者数について記載するようになっていますが、包括的な質(入札実施要項(案)p17-18)や評価項目(入札実施要項(案)p47)では年間の利用者数しか指定がありません。四半期毎の記載は不要ではないでしょうか。もしくは、四半期毎の記載は「参考」提示としていただきたい。	四半期毎の目標設定についての指定がないため。	四半期毎の記載は「参考」のため、様式2-2-1を修正し、四半期毎の記載は「参考」提示とします。
23	別紙資料(案)p別紙1208 ▶提出様式2-2-11	P1208	「提案項目11)収益施設の運営に関する提案」について、様式2-2-11では「飲食施設」「物販施設」の2項目で指定されていますが、様式3-3では、上記2項目に加え、「展望タワー・展示施設」が指定されています。「飲食施設」「物販施設」の2項目の誤りではないでしょうか。	企画書の収益施設には「展望タワー・展示施設」が指定されていないため。	展望タワーは令和6年10月1日から令和7年5月31日まで運営中止期間があり、展示施設は令和6年10月1日から令和8年7月31日まで運営中止期間があるため、2項目とします。ご指摘のとおり、様式3-3の「展望タワー・展示施設」を削除し、「飲食施設」「物販施設」の2項目とします。
	別紙資料(案)p別紙1219 ▶収益施設運営計画書提出様式 ▶(様式3-3)(2)収益施設の運営に関する提案	P1219			
24	別紙資料(案)p別紙1220-1223 ▶様式3-4-1～様式3-4-4	P1220 ～ P1223	上記の各様式において、「※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」とありますが、「料金」は不可とする対象から外すべきではないでしょうか。	別紙資料(案)p別紙154の「第13条提供品目及び利用料金」において、「2.収益施設の利用料金等については、調査職員を通じて中部地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格を踏まえて定める。なお、利用状況等を踏まえて、曜日や季節等によって異なる料金を設定することも可能とする。」と示されているため。	ご意見を踏まえ、各様式の注釈「※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」を「※仕様書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。」に修正します。
	別紙資料(案)p別紙1227 ▶様式3-8	P1227			